

## 社会福祉法人清陽会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清陽会（以下「清陽会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは定款第5条によるものを言う。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、報酬、及び期末手当を別表第2に基づき支給する。ただし、清陽会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等清陽会業務への出席の都度、別表第3に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。
- 4 退職慰労金は次の各号に該当する評議員及び役員には、別表第4に定める算式により算出される額を支給する
  - (1) 理事長・副理事長の職に20年以上在籍し、その職に顕著な成績を挙げた者
  - (2) 理事、監事、評議員の職に20年以上在籍し、その職に顕著な成績を挙げた者

### (報酬支払方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給）
  - (2) 退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運

営のための業務にあたった場合、支給する。ただし、役員等からの申し出があるときは、月の1日から末日までを報酬の計算期間とし、その翌月の職員給与支給日に口座振込の方法により支給することができる。

又退職慰労金については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### (費用の弁償)

第5条 評議員、役員等が職務のため出張したときは、別表第5のとおり、その費用弁償として旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって、費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。  
3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

#### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、又は、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。  
3 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表する

#### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、毎年、3月の評議員会の承認を受けて行う。

#### 付 則

この規程は、平成元年12月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年度 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

評議員の報酬の年度総額 225,000円の範囲内

別表第1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	支給要件
評議員	5,000円	1回の活動につき

注) 上記の金額は、所得税控除後の金額とする。

理事の報酬年度総額 3,850,000円の範囲内

別表第2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	支給要件
理事長	月額200,000円	その月の出勤日の1/2日以上
副理事長	月額100,000円	その月の出勤日の1/2日以上

別表第3 非常勤役員の報酬

① (理事)

	報酬日額（1人当たり）	支給要件
理事会等への出席	5,000円	1回の活動につき
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円	1回の活動につき

注) 上記の金額は、所得税控除後の金額とする。

監事の報酬年度総額 400,000円の範囲内

② (監事)

	報酬日額（1人当たり）	支給要件
理事会等への出席	10,000円	1回の活動につき
監事監査への出席	15,000円	1回の活動につき
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	1回の活動につき

注) 上記の金額は、所得税控除後の金額とする。

別表第4 退職慰労金

役職	算定式
理事長	在籍1月につき1万円とし、その者の在籍期間を乗じた額
副理事長	在籍1月につき8千円とし、その者の在籍期間を乗じた額
理事・監事・評議員	在籍1月につき2千円とし、その者の在籍期間を乗じた額

別表第5 旅費

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃
実費	実費	実費	実費
日 当		宿泊料	
宿泊を要しないもの		宿泊を要するもの	
2,000円		3,000円	
		15,000円	

鉄道賃については、特に必要と認めたときは、グリーンの旅客運賃によることができる。